【緑資源機構】

- 1.水源林造成事業の採択可否の評価の際に指標としている係数(森林を造成することでその地中に水がどれだけ蓄えられるかを算出する際に用いる係数)とその値を定めた根拠を具体的にお示しいただきたい。
- 2.森林、ダム、その他の水資源施設を含めた水資源政策全体の中で、緑資源機構の事業の位置付けを示す、下記が判断できるデータを具体的にお示しいただきたい。
 - ・森林を造成することが、どの程度保水機能や治水に役立っているか
 - ・ダム建設等を含めた水資源開発の為の公共事業が現在どのように機能しているか
 - ・今後新たな水資源開発を行う必要性や具体的ニーズ
- 3.機構の全ての事業について、費用便益分析に関するマニュアルとその具体例 (国民の負担を上回る便益があることを示すデータ)をそれぞれ2つ程お示しいただきたい。
- 4.前回のヒアリングにおいて、分収造林について、「公益的機能の維持が目的であり、ビジネスとして木材を販売することを目的とはしていないが、その結果として、将来の林業生産活動が円滑に循環していくことは期待している。」との回答があった。しかしながら、分収造林について、公益的機能を維持するために公費を投入するのであれば、林業生産の基盤と捉えるべきではないと考えるが、見解を伺いたい。
- 5. 緑資源幹線林道事業について、「新規路線の事業採択を行う予定はない。」との回答があった。この回答を見る限り、建設予定区間の工事終了後、緑資源幹線林道事業を廃止すると理解できるが、この理解で正しいのか否か教示願いたい。
- 6.特定中山間保全整備事業について、「都道府県からの事業実施の申し出があり、採択基準を満たしている地区であれば、新規採択を検討することとなる。なお、採択にあたっては、第三者による外部評価を行っているところである。」との回答があった。 しかしながら、基準を満たしているとはいえ、農地の耕作放棄が年々増加する中にあって、生産条件が不利な地域の保全整備を行う必要があるのか否か、見解を伺いたい。
- 7. 農業政策における支援対象を経営意欲のある担い手に限定させていく方向になる中、特定中山間保全整備事業の採択が、地域の担い手の意見を反映されたものとなっているか教示願いたい。また、農業経営者から、農地の整備・確保・集積については、投資コストに見合う利益を農業生産で得ることが出来るかどうかで判断すべきとの指摘があるが、見解を伺いたい。
- 8.農用地総合整備事業について、「平成15年度の新規着工地区を最後に新規採択はしていない。また、今後新規着工する地区はない。」との回答があった。この回答を見る限り、着工予定地区の整備が終了後、農用地総合整備事業を廃止すると理解できるが、この理解で正しいのか否か教示願いたい。